11　両締約者の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの協定の規定の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。なお、納税者の申立てに係る事案については、二年以内に合意に達することができない場合、納税者の要請により仲裁に付託することができる。また、両締約者の権限のある当局は、この協定の規定又は両締約者若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二四条及び第二五条関係）

12　取引の主たる目的がこの協定の特典を受けることにある場合、この協定に定める租税の軽減又は免除は与えられない。（第二六条関係）

13　この協定は、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく租税上の特権（領事機関の構成員の租税上の特権を含む。）に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

14　この協定の中の条の見出しは、この協定の解釈に影響を及ぼさない。（第二八条関係）

15　この協定は、各締約者がこの協定の効力発生に必要とされる内部手続を完了したことを確認する通告を他方の締約者に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この協定は、一方の締約者によって終了させられる時まで効力を有する。（第二九条及び第三〇条関係）

16　締約者は、両締約者の政府が合意するまでは、協定の対象となる租税以外の租税に関する情報の交換を義務付けられない。（議定書関係）

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約（条約第九号）（外務省）

この条約は、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避等を目的として日本国とサウジアラビア王国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税及び住民税、サウジアラビア王国についてはザカート及び所得税（天然ガス投資税を含む。）に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれ条約において定義された意義を有し、この条約に特に定義されていない用語は、両締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税でき、一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税できる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係があるときは、これらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税できる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については、五パーセントを超えない税率により行われ、また、その他の配当については、一〇パーセントを超えない税率により行われる。債権から生じた所得（利子）に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府、中央銀行又は政府が全面的に所有する機関が取得する債権から生じた所得等については、源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、産業上、商業上又は学術上の設備の使用等に対して支払われる使用料については、五パーセントを超えない税率により行われ、また、その他の使用料については、一〇パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式及び事業譲渡類似株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税でき、その他の資産の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税を免除される。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が自由職業等の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税できる。一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合のみ当該他方の締約国において課税できる。法人の役員報酬に対しては、法人所在地国において課税できる。芸能人又は運動家が個人的活動によって取得する所得に対しては、源泉地国において課税できる。（第一四条～第一七条関係）

7　一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税できる。一方の締約国等が政府の職務の遂行につき支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税できる。また、一方の締約国内にある学校その他の教育機関において行う教育又は研究につき他方の締約国等から支払われる給料等の報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できる。教育又は訓練を受けることを主たる目的として相手国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付については、相手国における課税を免除される。（第一八条～第二一条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、源泉地国である締約国においても課税できる。（第二二条関係）

9　サウジアラビア王国の居住者が納付する日本国の租税の額は、サウジアラビア王国の租税の額から控除する。日本国の居住者が納付するサウジアラビア王国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。（第二三条関係）

10　取引の主たる目的がこの条約の特典を受けることにある場合、この条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。（第二四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の規定の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努め、また、この条約の規定又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条及び第二六条関係）

12　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

13　この条約中の条の見出しは、この条約の解釈に影響を及ぼさない。（第二八条関係）

14　この条約は、各締約国がこの条約の効力発生に必要とされる国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二九条及び第三〇条関係）

15　匿名組合契約に関連して取得する所得は、源泉地国において課税できる。（議定書関係）

16　サウジアラビア王国は、第三国（湾岸協力理事会及びアラブ連盟の構成国を除く。）の居住者に対して租税に関する内国民待遇を与える場合、その待遇を、日本国の居住者に対しても自動的に与える。また、サウジアラビア王国は、その法令に関し、日本国の国民又は居住者に対し、第三国（湾岸協力理事会及びアラブ連盟の構成国を除く。）の国民又は居住者よりも租税上不利な取扱いをしてはならない。（議定書関係）